

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則等の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

久喜市長 貴志 信智

久喜市規則第 3 8 号

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則
等の一部を改正する規則

別紙のとおり

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第101号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第17条第2項中「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(久喜市子ども医療費支給に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 久喜市子ども医療費支給に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第102号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第121号）の一部を次のように改める。

第5条第2項中「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。